

(写)

5大監発第10322号
令和6年4月10日

大 田 区 長
大 田 区 議 会 議 長
大 田 区 教 育 委 員 会
大 田 区 選 挙 管 理 委 員 会
} 様

大田区監査委員 河 野 秀 夫
大田区監査委員 鳥 海 伸 彦
大田区監査委員 大 森 昭 彦
大田区監査委員 末 安 広 明

令和5年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、速やかにその内容を通知願います。

監査委員において、措置状況の通知を受けたときは、大田区監査基準第19条第2項の規定に基づき、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認します。

令和 5 年 度
(2023 年度)

大 田 区 行 政 監 査 報 告 書

～ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ～

大田区監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の根拠	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の対象部局	1
4	監査期間	1
5	監査の目的	1
6	監査対象業務	1
7	監査対象年度	1
8	監査業務一覧	1
9	監査の着眼点	3
10	監査の実施方法	3
第 2	調査の内容	4
1	行政監査調査票による審査	4
(1)	計画	4
(2)	職員体制	4
(3)	契約締結及び事業執行	5
(4)	事業実績	6
2	監査委員ヒアリング	6
(1)	計画	7
(2)	職員体制	7
(3)	契約締結及び事業執行	7
(4)	事業実績	8
第 3	監査の結果	8
1	指摘事項	9
2	意見・要望事項	9
(1)	新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託について	9
(2)	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種 業務委託について	9
(3)	区内施設等への新型コロナウイルスワクチン巡回接種業務委託について	9
3	工夫されていた点	10
(1)	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種 業務委託	10
(2)	新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託	10
(3)	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場警備業務委託	10
(4)	多言語医療通訳サービス業務委託	11
(5)	新型コロナウイルスワクチン保管・出庫業務委託	11
第 4	より適切な事業の執行に向けて	11
1	早期の執行体制の確立及び迅速かつ的確な業務執行	12
2	正確で誤りのない事務の執行	12
3	業務委託を精査した契約締結	12

第1 監査の概要

1 監査の根拠

地方自治法第199条第2項の規定により、大田区監査基準に準拠し、令和5年度大田区監査基本計画に基づく監査

2 監査のテーマ

新型コロナウイルスワクチン接種事業

3 監査の対象部局

健康政策部

4 監査期間

令和5年7月19日（水）から令和6年3月25日（月）まで

5 監査の目的

新型コロナウイルス感染症は区においても多数の感染者が発生し、その対策の予算と経費は複数年にわたり、現在も継続して対策事業を実施している。

新たな感染症対策事業である新型コロナウイルスワクチン接種事業は、区民の健康と生命を守る最重要の事業であり、迅速かつ膨大な対応と事務処理を行わなければならなかった。接種事業の中でも接種予約及び接種に関する業務は、緊急性と予算規模が大きかったため、行政監査において事業の目的に沿った執行であったか、また、財務事務の処理が適切かつ正確に実施されていたかを監査した。

6 監査対象業務

新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う委託業務

- (1) 接種予約に関する業務（接種券印刷・発送関係、予約受付システムなど）
全2契約（令和3年度：1契約、令和4年度：1契約）
- (2) 集団接種に関する業務（区が設置した集団接種会場の運営・接種）
全7契約（令和3年度：6契約、令和4年度：1契約）
- (3) 個別接種及びその他接種に関する業務
全18契約（令和3年度：12契約、令和4年度：6契約）

7 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

8 監査業務一覧

監査した業務の契約件名別一覧は次のとおりである。このうち、特に支出額の大きい業務委託（表中網掛けの項目）は重点監査業務とした。

令和3年度（全19契約、支出額合計 7,373,905,211円）

（1）接種予約に関する業務（接種券印刷・発送関係、予約受付システムなど）

No.	件名	契約期間(令和)	支出額(円)
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託（単価契約）	3.4.1～4.3.31	2,301,367,739

（2）集団接種に関する業務（区が設置した集団接種会場の運営・接種）

2	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（区民ホールアプリコほか）（単価契約）	3.4.1～3.11.22	497,004,156
3	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（日本工学院専門学校ギャラリー鴻ほか1か所）（単価契約）	3.6.20～3.11.27	307,158,654
4	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（大田区産業プラザ（PiO）ほか1か所）（単価契約）	3.7.12～3.11.23	1,260,593,741
5	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（単価契約）	3.12.1～4.3.31	684,741,708
6	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（六郷地域力推進センターほか）（単価契約）	3.4.1～3.9.30	349,400,128
7	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託（馬込第三小学校ほか1か所）（単価契約）	3.6.20～3.7.31	149,228,805

（3）個別接種及びその他接種に関する業務

8	新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託（単価契約）	3.5.11～4.3.31	1,136,159,283
9	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場警備業務委託（単価契約）	3.5.1～3.11.23	129,561,098
10	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場警備業務委託（単価契約）（その2）	3.12.1～4.3.31	38,766,451
11	新型コロナウイルスワクチン接種会場（馬込第三小学校）設営業務委託	3.6.7～3.7.30	1,668,700
12	新型コロナウイルスワクチン地域集団接種会場（大田区民プラザ）設営業務委託	3.6.2～3.10.31	11,105,710
13	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設営業務（事前確認）委託	3.5.10～3.5.29	410,355
14	区内施設等への新型コロナウイルスワクチン巡回接種業務委託（単価契約）	3.4.1～3.10.15	247,823,961
15	区内施設等への新型コロナウイルスワクチン（追加接種分）巡回接種業務委託（単価契約）	3.12.20～4.3.31	177,949,486
16	多言語医療通訳サービス業務委託（単価契約）	3.5.1～3.11.30	3,866,500
17	多言語医療通訳サービス業務委託（その2）（単価契約）	3.12.1～4.3.31	1,425,600
18	新型コロナウイルスワクチン保管・出庫業務委託（単価契約）	3.5.17～4.3.31	36,124,836
19	新型コロナウイルスワクチン等輸送業務委託（単価契約）	3.5.24～4.3.31	39,548,300

令和4年度（全8契約、支出額合計 5,683,339,049 円）

（1）接種予約に関する業務（接種券印刷・発送関係、予約受付システムなど）

No.	件名	契約期間(令和)	支出額(円)
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	1,951,697,057

（2）集団接種に関する業務（区が設置した集団接種会場の運営・接種）

2	新型コロナワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	1,782,678,997
---	---------------------------------------	--------------	---------------

（3）個別接種及びその他接種に関する業務

3	新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	1,289,436,092
4	新型コロナワクチン地域集団接種会場警備業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	105,841,386
5	区内施設等への新型コロナワクチン(追加接種分)巡回接種業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	456,916,427
6	多言語医療通訳サービス業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	4,276,800
7	新型コロナワクチン保管・出庫業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	43,590,800
8	新型コロナワクチン等輸送業務委託(単価契約)	4.4.1~5.3.31	48,901,490

※令和4年度の委託は、前年度の契約期間や執行状況を踏まえて、次のとおり集約している。

- ・令和3年度の集団接種に関する契約(No.2~7、11)を令和4年度No.2に集約
- ・令和3年度の警備業務委託(No.9、10)を令和4年度No.4に集約
- ・令和3年度の巡回接種業務委託(No.14、15)を令和4年度No.5に集約
- ・令和3年度の通訳サービス業務委託(No.16、17)を令和4年度No.6に集約

9 監査の着眼点

- (1) 契約事務の執行が規則等に従って適正に行われていたか。
- (2) 契約に基づく履行の確認と支出が適切になされていたか。
- (3) 令和3年度と4年度に実施した同様の業務委託について、効率性・経済性・有効性の観点から効果的な執行となっていたか。

10 監査の実施方法

監査実施にあたっては以下の方法により監査を実施した。

- (1) 行政監査調査票（調査期間：令和5年9月11日～10月10日）
健康政策部に対して事業の計画、体制、契約締結、事業執行、事業実績に係る14項目の調査を実施した。
- (2) 監査委員ヒアリング（実施日：令和5年11月13日）
行政監査調査票の調査結果と書類審査を踏まえて、健康政策部へのヒアリングを実施した。
- (3) 書類審査（調査期間：令和5年10月6日～12月12日）
新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う委託業務（令和3年度19業務、令和4年度8業務）に係る起案・契約書・支出命令書等の書類を審査して、不明な点について追加調査を実施した。

第2 調査の内容

1 行政監査調査票による審査

ヒアリングと実査によって、事業の計画、体制、契約、実施、実績を時系列段階ごとに事業の実施状況を審査した。主な内容は以下のとおりである。

(1) 計画

調査事項：新型コロナウイルスワクチン接種実施計画（以下計画）の随時見直しとその理由について。

回答：新たに接種を行う時期や区独自の施策（今日すぐ☆ワクチン等）を実施するタイミングで実施計画の改訂を行っている。
また、対象や接種回数別になっていた計画を、令和4年9月から区民に分かりやすく簡易化した広報とするため統合版の計画とした。

調査事項：区民がワクチン接種を受けやすい環境づくりに向けて工夫した点について。

回答：①特別出張所、地域包括支援センター、各地域庁舎及び大田区社会福祉協議会の窓口で接種予約支援を実施して、コールセンター予約の混雑緩和とデジタルデバイド（情報格差）の解消に取り組んだ。
②事前予約が必要ない「今日すぐ☆ワクチン」や、夜間時間帯を20時30分まで延長した「大田区☆ナイト接種」など、より広く接種機会を確保するための体制を整備した。
③集団接種会場の開設、高齢者施設への巡回接種、外出困難者への訪問接種を実施するとともに、区内感染の対策強化策として在勤・在学者向けに接種機会を提供した。

調査事項：区が独自の判断で実施した施策について。

回答：小児・乳幼児への接種にあたっては、丁寧な説明や母子健康手帳への記入等が必要であることから医療機関に対して業務量増に伴う接種費用（1回接種+1,300円）を追加して支払うこととした。

《監査委員の意見》

区は誰一人取り残さない接種を進めるために、随時事業の実施計画を見直して集団接種や個別接種等の接種体制の構築と区独自サービスの提供など多岐にわたる業務契約を締結し、接種需要に応えられるように取り組んでいたが、迅速性や効率性の視点からは課題も見受けられた。

ワクチン接種を受けやすい環境づくりでは区独自のサービスが提供されて接種需要に応える工夫がなされていた。

(2) 職員体制

調査事項：職員の協力体制について。

回答：令和3年5月から実施した集団接種会場での区民対応、現場事業者との調整、ワクチン保管業務等では全庁的な職員応援体制をとって他部局の職員も従事した。安定した会場運営が可能となった令和3年8月からは健康政策部職員及び派遣職員で対応し、令和3年12月以降は委託事業者による運営が可能となった。

《監査委員の意見》

初期の段階では所管課が区民対応に迫られたために所管課と配置職員との連絡体制が十分でなく、安定した会場運営となるまでは一部課題も見受けられた。

(3) 契約締結及び事業執行

調査事項：新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託契約の①内容②再委託の状況③本業務委託の評価について。
回答：①特別定額給付金事業の一括契約に倣い、連携業務の効率化・連動性、コストメリットを勘案して、帳票印刷・発送、窓口・コールセンター、データパンチ作業、システム保守・運用管理、プロジェクト管理の各業務を1契約にまとめた。 ②再委託の業務は上記①のうち帳票印刷、接種券印刷・封入封緘・発送業務、窓口・コールセンター業務だった。 ③特に窓口・コールセンターの設置を委託したことにより効果的な区民対応体制を構築するとともに職員の業務負担の軽減につながった。またデータパンチ管理業務も、医療機関から大量に送付される予診票のパンチ作業を速やかに行うことで、接種記録登録等の事務処理作業の迅速化・効率化に貢献した。

調査事項：新型コロナワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託契約は、令和3年度は6契約で、令和4年度は1契約となっている。①その理由②本業務委託の評価について。
回答：①令和3年度は集団接種開始年度であり、接種時期・会場によって契約を分けて、一時3社に委託せざるを得ない状況があった。令和4年度は会場を整理し、安定して医師・看護師を確保できる事業者1社に委託を集約することができた。 ②業務委託により安定して医師・看護師を確保することができた。また様々な地域で集団接種会場を設置して実施したことで、接種開始当初から区民の接種機会を増やすことができた。

調査事項：新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託について、①各医療機関ではなく3つの医師会と契約した理由②本業務委託の評価について。
回答：①対象医療機関と対象者数が多く、事務手順の複雑さから医療機関の事務負担を軽減させるため、各医療機関単位ではなく医師会経由で支払うスキームとした。 ②約300の医療機関が接種を行っているが、医師会へまとめて支払うことで個別医療機関ごとの事務処理の負担軽減につながった。

《監査委員の意見》

業務委託によって、区民対応に係る職員の負担軽減や接種記録登録等の事務処理作業の迅速化、医師・看護師の安定した確保と区民の接種機会の創出が図られていた。

個別接種の分配業務委託では、医師会への支払いにより各個別医療機関へ

振り込む負担軽減につながったとしているが、医師会未加入の医療機関は区の直接払いであり今後事務処理手順の改善が必要ではないかと思われる。

(4) 事業実績

調査事項：ワクチン接種1回あたり費用（支出金額/延回数）の内容について。

【令和3年度】

- ・ 集団・巡回接種 7,030 円 (3,934,696,247 円/559,680 回)
- ・ 個別接種 2,865 円 (1,289,217,529 円/449,844 回)

【令和4年度】

- ・ 集団・巡回接種 11,230 円 (2,403,677,997 円/214,027 回)
- ・ 個別接種 2,781 円 (1,413,542,468 円/508,127 回)

回答：集団接種や高齢者施設等への巡回接種は民間事業者への業務委託により接種費用の他に運営費等の経費がかかるため、区民が医療機関に出向いて接種する個別接種に比べてワクチン接種1回あたりの単価は高くなっている。

【集団接種】

令和4年度は、令和3年度の接種率（主に初回接種）をベースに会場を開設したが、追加接種の回数を重ねる度に接種率が低減し、ワクチン種別により予約状況が異なるなどの要因で令和3年度に比べて予約率・接種率が減少した。会場経費に対する接種人数が減少したことが、単価増の要因となった。

【巡回接種】

令和4年度は、令和3年度の実績に基づき、車両台数・日程の確保を行った。しかし、初回接種のように2回接種を要さないことに加え接種希望者も減少し、1施設あたりの接種数が減少した。その結果、1訪問ごとの接種1回あたりの単価が令和3年度に比べて増加した。

【個別接種】

個別接種は、集合契約（全国知事会と日本医師会の包括的委託契約）上の接種費用+時間外・休日加算や乳幼児加算等の費用であり、ほぼ基本的な費用の範囲内である。

《監査委員の意見》

集団接種会場について時期や会場によっては来場者が少ない状況が見受けられたため、今回の教訓を踏まえて費用対効果の検討を行っていただきたい。

また、会場確保に関しては行政利用の影響を考慮して施設側の利用料金減収のあり方にも配慮されたい。

2 監査委員ヒアリング

ヒアリングに先立って健康政策部から新型コロナワクチン接種事業の変遷や接種体制、区独自のサービス等の概要及び業務委託の経過や内容等の概要について説明があった。行政監査調査票及び各委託業務の執行額、ワクチン接種の実績等の書類審査を踏まえてヒアリングを行った。監査委員からの質問と健康政策部の説明及び監査委員の意見の主な内容は以下のとおりである。

(1) 計画

質問：実施計画を作る際に外部の有識者を交えることは考えなかったのか。

説明：医師会と調整委員会を設けて連携しながら進めていた。区民の接種率等を予測して精度を高めながら対応した。

質問：集団接種に加えて個別接種も実施したが、人の手配や広報等のスタートをより早くできなかったのか。

説明：個別接種は医療機関へ依頼していたが、診察と接種で業務量が多く、調整が必要であった。粘り強く依頼を行い集団接種との両輪で実施できた。集団接種の会場ひとつをとっても様々な調整を行わなければならなかった。

《監査委員の意見》

- ・区民への広報にあたっては、未接種の方を含めて情報が正しく理解されるように分かりやすい表現などの工夫を図っていただきたい。
- ・新たな感染症対応には、段階的な人員確保計画や民間施設の積極的な活用、効率的で迅速な事業運営が重要である。今回の経験を踏まえてシステム構築やワクチンの確保等を含めて実施段階ごとの経緯を詳細に分析し、感染症対策事業に活かしていただきたい。

(2) 職員体制

質問：職員体制の立ち上げはもう少し早くできたのではないか。

説明：令和3年4月1日付けの組織体制として、保健予防調整担当課長を1名新設、新型コロナウイルスワクチン接種調整担当部署を新設した。令和3年7月1日付けで新型コロナウイルスワクチン調整担当部長1名を新設した。早期立ち上げと事業実施については今回の対応をしっかりと検証していきたい。

《監査委員の意見》

- ・立ち上げの職員体制は迅速性に一部課題があったと思われる。区民の生命及び健康に直結する緊急性の高い事業の執行にあたっては、早期に組織人員体制を構築して迅速かつ的確に必要な措置を講じなければならない。体制ができるまでの経過や接種券発送時期等の状況をしっかりと分析して今後活かしていただきたい。

(3) 契約締結及び事業執行

質問：分配委託の費用の内訳と医師会の対応はどうか。

説明：委託費用は接種費用と振込手数料であり、医師会の負担は大きかったと思われる。

《監査委員の意見》

- ・業務の再委託は実態が見えづらいため、事業や経費、従業員の管理等について所管課がしっかりと把握して業務を執行していただきたい。

(4) 事業実績

質問：事務処理や事業の結果について契約金額から成果をどのように評価

しているか。

説明：令和4年度末時点での65歳以上の方の3回目の接種率は93%であり、一定の成果があったと考える。また、経費については実施の都度見直しを行った。年度別では3年度の執行率は78%であったが、4年度の執行率は93%であり、着実に事業を執行することができた。

質問：多い人は7回接種しているが全体の接種率はどうか。区民に対して接種の正しい情報提供が必要ではないか。

説明：令和5年11月6日時点では65歳以上の28%の方が7回目の接種を受けている。回を重ねるごとに接種率が下がっており、重篤度も低くなっている。令和5年度の秋接種において65歳未満は努力義務から外れた。接種開始当初は生命の危機や重症化リスクがあった。区民に対して正しい情報を時期や状況を踏まえて適切に伝えていく。

質問：集団接種は割高だが個別と集団の割振りなど国の指示はあったか。

説明：国からは情報や通知が直前まで示されないことがあった。集団接種の仕様書で接種パターンを作って対応できるようにした。

質問：令和3年度と4年度の委託費を比較すると全体額は少なくなっているが、分配業務委託などの支出額が増えているのはなぜか。

説明：3年度から4年度の増は小児接種対象者増とワクチンの種類増が主な要因である。国の補助金ではあるが税金であり、必要な見直しや改善は図っていきたい。

質問：接種を効果的に行うためにはどうすべきと考えているか。

説明：都・国との関係を含めて、区として今回の結果をしっかりと振り返って課題や改善点を検討していきたい。

《監査委員の意見》

- ・窓口やコールセンターの人員及び配置場所については、利用者数と人員配置の相関関係を分析して適切な配置を検討されたい。集団接種会場の配置についても同様に検討していただきたい。
- ・デジタル化が進む中で接種体制の進め方が適切であったかどうかしっかり検証していただきたい。
- ・令和3年度から4年度の委託事業の検証結果を見える化して、今後に引き継いでいただきたい。

第3 監査の結果

令和3年度19、令和4年度8の業務委託について、監査の着眼点に基づいて起案、契約書・仕様書、報告書、支出命令書などの書類を審査するとともに、監査委員による調査とヒアリングを実施した。

その結果、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善または検討を要する事項が認められたので適切な対応に努められたい。

また、評価事項として工夫されていた点も記載したので、今後の事務の参考にされたい。

1 指摘事項

指摘に至る重大な法令等の違反は見受けられなかった。

2 意見・要望事項（6件）

重点的に監査した業務委託のうち、新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託は概ね適正に執行されていた。他の重点的に監査した業務委託及び巡回接種業務委託について、意見・要望事項は次のとおりである。

（1）新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託について

ア 令和3年度及び4年度の契約内容の一部であるデータパンチ委託は、支払金額が数量に左右されない総価契約部分と、出来高に応じて支払金額が確定する単価契約部分で構成されているが、総価契約部分の請求・支払いではなく、単価契約部分での請求・支払いとなっているものがあった。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。

イ 令和3年度及び4年度の契約書添付の仕様書では議事録の作成は受託者の業務とされていた。仕様書上、議事録は提出物とされていないが、やり取りの記録や保存の重要性を考慮し、提出させるようにしていただきたい。

ウ 本契約では地域包括支援センターや地域庁舎に予約支援員を配置していたが、地域包括支援センターが入居する特別出張所庁舎には別契約（特別出張所新型コロナワクチン接種予約支援業務派遣契約）による予約支援員も配置されていた。本契約及び別契約の実施結果と必要性をしっかりと検証して、効率的な人員配置数を検討していただきたい。

（2）新型コロナワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託について

ア 令和3年度の業務委託では、同一会場での接種を曜日別に2つの事業者と契約している案件があった。実施体制が同じであるにもかかわらず定額部分である会場運営費について、一方の事業者は1日当たり接種250回以内1,812,350円（税抜、以下同じ）、もう一方の事業者は同500回以内2,530,240円の契約となっており、契約金額に差異があった。回数超過分については両事業者とも同じ単価2,070円であり、接種回数が500回の場合、その差は200,390円である。委託する曜日が異なるとはいえ同一会場、同内容の接種体制である場合、契約金額について精査されたい。

（3）区内施設等への新型コロナワクチン巡回接種業務委託について

ア 令和3年度の契約において、区と受託者間で契約期間の終期を令和3年8月31日から同年10月15日まで延長する契約変更をしたが、受託者の再

委託について終期を延長する手続きが漏れていた。また、令和4年度の契約では4月1日付けの再委託の手続きが漏れていた。個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項等に基づき、適正な事務を行われたい。

イ 本契約における運営費は、訪問した施設数や接種回数には左右されない1か月毎の契約金額となっている。このため、令和4年度は令和3年度より総接種回数が少ないにも関わらず総支払額は多くなっており、接種回数1回あたりの費用も高くなっている。同様の委託を行う際は前年度の実施結果を十分検証し、委託内容を見直すなどの方策をとられたい。

3 工夫されていた点

(1) 新型コロナワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託 《接種状況に応じた契約変更》

一日単位で支払う会場運営費について、令和3年度は接種需要や接種状況等に合わせて、会場開設日時を設定できるように契約変更していた。令和4年度は前年度の状況を踏まえて当初契約から接種回数の実情に応じた会場運営費として支出を抑えていた。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種費等分配業務委託 《事務効率化の業務委託》

本契約は、医師会加入の医療機関でワクチン接種した際の接種費用を、大田区が三医師会（大森、田園調布、蒲田）を通じ医療機関に支払うものである。支出金額のうち「接種に係る費用」と「事務費用（振込手数料・事務手数料）」の金額はそれぞれ次のとおりであった。本契約により約300の医療機関への支払いが一本化され、区及び医療機関の事務負担軽減につながっていた。

	接種費用	事務費用	医療機関数
令和3年度	1,134,244,573円	1,914,710円	306件
令和4年度	1,285,680,452円	3,755,640円	322件

(参考) 医師会未加入の医療機関への支払金額等は次のとおりである。

令和3年度	総支払額 73,461,960円	医療機関数 28件
令和4年度	総支払額 31,443,553円	医療機関数 31件

(3) 新型コロナワクチン地域集団接種会場警備業務委託 《接種状況に応じた契約変更》

警備業務委託の履行場所は、集団接種会場の開設・閉鎖に伴い増減する。令和4年度の警備業務委託契約は、令和4年6月15日付けで契約変更を行った。履行場所は4か所から11か所に増えたが、接種状況や実績から各会場の接種日数を精査し、当初契約期間である9月30日までの支出予定金額69,395,491円は56,061,980円に減となり、適時・適

切に契約変更を行っていた。

(4) 多言語医療通訳サービス業務委託

《接種体制に応じた契約見直し》

令和3年5月1日から11月30日までの契約ではタブレット端末11台を配備していたが、令和3年12月1日から3月31日を契約期間とする契約では接種会場数の減少に伴い端末台数も5台に減らしていた。こうした接種体制に応じた契約見直しにより、業務委託契約全体では月々の総価契約部分446,250円が324,000円に減額されていた。

(5) 新型コロナウイルスワクチン保管・出庫業務委託

《事務の円滑化の工夫》

本委託契約の前提として、協定書を締結して契約相手方の施設内にワクチンの保管・梱包作業の拠点を設置するためのパーテーション、鍵、電源の設置などの環境整備を行った。この協定に基づく費用は負担金として支出しており、本業務委託にかかる費用との明確化が図られていた。

第4 より適切な事業の執行に向けて

今回の行政監査は、緊急性が高く予算と事務の規模が膨大である新型コロナウイルスワクチン接種事業について、各委託業務の予算が適切に執行されたか、各業務が正確に滞りなく実施されたかを監査した。

大田区は限られた時間や人員の中で実施計画の策定、執行体制の構築を行い、全方位型接種の対策で新型コロナウイルスワクチン接種を進めてきた。複数の会場における集団接種、医療機関における個別接種、高齢者・障がい者施設等を巡回しての接種に加え、夜間、通勤や通学者に対する接種、小児接種支援金など区独自のサービスを実施した。

集団接種においては、区立施設に加え、民間企業や学校法人からの会場提供協力により、多くの区民の接種需要に応えることができた。

分配接種業務においては、区内約300の医療機関でのワクチン接種費用について医師会を通じて支払うものであり、区及び医療機関の事務軽減にもつながった。

また、高齢者に身近な施設である地域包括支援センターや特別出張所などで、接種に関する相談や接種予約手続きの支援を行った。

区民に寄り添った「安心、便利、迅速なワクチン接種」「誰一人取り残さず、希望する方へ接種を行う」体制を整え実施したことは評価できる。

一方、接種を希望する区民の予約動向把握などの困難さがあつたと想像できるが、一部の業務において、検討を要すると思料される事項が認められた。

今回の経験を踏まえ、得られた知見・教訓を糧に、今後同様の事態が発生した際に一層の改善や工夫がなされ、より適切に事業を執行されるよう期待する

とともに、今後の意見を次のとおり述べるので参考にされたい。

1 早期の執行体制の確立及び迅速かつ的確な業務執行

区では、全庁職員の協力体制のもと、各業務委託契約を締結し、複数のシステム構築、窓口・コールセンターの設置、接種券の印刷・発送、集団接種会場や個別接種の調整、接種ワクチンの確保など、限られた時間の中で膨大な業務に緊急に取り組んだ。その状況は令和3年度19業務、令和4年度の8業務の委託契約からもうかがえる。

全国自治体に先駆けて接種業務に必要な複数のシステム構築に着手するなど、特別定額給付金事業の経験も踏まえた区の実績は評価できる。

一方、区民の生命がかかる危機に対して、初期の判断がその後の事業執行の成否を大きく左右することは災害時も同様である。令和3年4月1日付けでワクチン接種担当課長、同年7月1日付けで担当部長が設置されたが、未知の危機に対して、業務量への対応と判断のスピードは十分であったか。初期段階における情報収集や関係機関との調整、接種券の発送、区民への情報提供等は的確に行われたのか。また、事業執行上での管理職を含む人員配置のタイミングなどに課題はなかったか、初期対応の検証が今一度必要である。

2 正確で誤りのない事務の執行

今回の業務委託では、データパンチ業務において単価契約部分で支出していた事例や再委託事務処理の遅れなどが散見された。

法令等に則って正確で誤りのない事務を行うことは、効率的な業務執行につながるのと同時に区民の信頼を得ることにもなる。内部統制の面からも適正・適切な事務を執行されたい。

3 業務委託を精査した契約締結

集団接種会場での業務委託においては、会場開設日時を柔軟に設定できるように契約変更を行っていた。一方、地域包括支援センターに予約支援員を配置したにも関わらず相談者が少なかった事例や、高齢者・障がい者施設等の巡回訪問接種では1回あたりの接種費用が高額な事例も見受けられた。

今回の接種費用は国の補助金ではあるが、経済性や効率性も考慮した契約を行うことは地方自治体の責務である。特に同様の事業を行う際には、前年の実績等を検証して契約内容を精査されたい。